

地域産業委員会 令和4年4月15日
地域力推進部 資料37番 所管 地域力推進課

指定保養施設（かんぽの宿石和）の事業譲渡について

区民の健康増進、福祉向上を図るため、指定保養施設として指定していた「かんぽの宿 石和」が、令和4年4月1日付けで、日本郵政株式会社から株式会社シャトレゼホールディングス（以下、「新事業者」という。）へ事業譲渡され、名称が「シャトレゼホテル石和」へ変更されることとなった。

新事業者に指定保養施設の継続意思があり、提出された書類からサービスに変更のないことが確認できたため、同施設を引き続き指定保養施設として指定する。

1 指定施設

施設名 シャトレゼホテル石和
所 在 山梨県笛吹市石和町松本 348-1

2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 利用者への周知方法

- (1) 大田区ホームページ
- (2) 保養施設に関するパンフレット
- (3) 大田区報（4月21日号掲載予定）